

平成26年度第1回精華町教育委員会所管施設指定管理者評価委員会

議事摘録

■日時

平成26年5月26日（月）午後6時から午後8時30分まで

■場所

精華町役場3階 301会議室

■出席委員

- ・1号委員：中 比呂志
- ・2号委員：福味 真樹紅
- ・3号委員：前西 隆次

■出席事務局職員

- ・教育長：太田 信之
- ・教育部長：木原 國夫
- ・教育委員会教育部生涯学習課長：村川 俊明
- ・教育委員会教育部生涯学習課社会体育係主幹：植山 恵三
- ・教育委員会教育部生涯学習課社会教育係長：清田 武宏

■その他出席者

- ・特定非営利活動法人精華町体育協会（指定管理者）事務局長：磯崎
 - ・同職員：山下
 - ・同職員：西田
- ※指定管理者に対するヒアリング時のみ出席

■傍聴者

なし

■内容

1 開会

[資料]

- ・精華町教育委員会所管施設指定管理者評価委員会設置要綱

事務局

- この評価委員会は、精華町教育委員会所管施設指定管理者評価委員会設置要綱に基づき設置し、指定管理者を評価するために実施するものである。

- 今回は、平成25年度の業務実績に基づき、評価を実施する。
- この委員会の会議は、精華町審議会等の会議の公開に関する指針に基づき公開する。この会議録についても、町のホームページで公開する。

教育長

- むくのきセンターをはじめとする教育委員会所管施設は、平成25年度より指定管理者制度を導入した。
- 5年間の指定管理期間の初年度のみの実績のため、指定管理者自体の是非を問うものではない。
- これからのよりよいサービス提供につなげていくため、じっくり検証いただき、率直に評価いただきたい。

2 委員長の選出等

[資料]

- ・精華町教育委員会所管施設指定管理者評価委員会委員名簿

- (1) 委員の紹介
- (2) 委員長の選出

前西委員より、現指定管理者の選定に携わった経過、専門的見地による評価視点を踏まえ、中委員を委員長に推薦する旨の提案あり。提案どおり決定。

- (3) 副委員長の指名

中委員長より前西委員を指名。指名どおり決定。

3 議事

①報告事項

- (1) 施設の利用状況について
- (2) 収支決算状況について
- (3) 指定管理者の自己評価について

②審議事項

- (1) 指定管理者の評価について

[資料]

- ・事業報告書（指定管理者作成）
- ・事業報告書分析資料（事務局作成）
- ・基本協定等
- ・関連例規

事務局

- 本件の対象施設は、むくのきセンターほか、打越台グラウンド及びテニスコート、池谷公園多目的コート、木津川河川敷多目的広場となる。
- 指定管理者より提出された事業報告書（指定管理者作成）に基づき、事務局の評価を実施し、事業報告書分析資料（事務局作成）に集約した。
- 指定管理期間1年目であること、利用者からの否定的意見等、日常的に利用に支障をきたす状況が確認できないことから、指定管理者自体の是非を測る

視点で評価はしなかった。

- 施設の開放状況では、管理運営規則等に基づき、適切に対応できた。
- 利用状況では、むくのきセンターの利用者数において、過去の実績数値を上回ったが、目標数値を達成することができなかった。
- 収入では、指定管理者による自主事業の実施により、予算を上回る収入を得ることができた。
- 支出では、設備及び備品の修繕など、予算を大きく上回る結果となった。
- 想定外の決算状況となった項目もあるが、最終的には収支バランスを保つことができた。
- 大局的な視点では評価できる実績と認識するが、未実施の取り組み等、今後の課題があるものと分析した。

前西委員

- 電気代の高騰が課題となる中、指定管理者制度導入前に、LED電球への取り替えなどの節電に係る設備改善や、その他施設改修は実施したのか。
- 町教育委員会が、それらの取り組みを施していない状況で、指定管理者に対し節電のための工夫や取り組みを求めるのは、厳しいものとする。

事務局

- 指定管理者制度の導入に先立ち、節電に係る改修は実施できていない。指定管理者に対しては、さらなる節電を要請する一方、現状では限界があることも認識している。

中委員長

- 指定管理者の決算として修繕料が増額となったが、教育委員会が実施できていなかった施設の改修等を、指定管理者が可能な範囲で実施した結果と評価できるものではないのか。
- 施設の維持管理は、利用者の安全に係る重要な取り組みとなる。教育委員会と指定管理者のリスク分担を明確にし、取り組みを進められたい。
- 木津川河川敷多目的広場では、利用者の減少を招く結果となった。利用状況に影響を与える利用制限等は、現状を踏まえ教育委員会が整理されたい。

～精華町体育協会 入室～

中委員長

- 木津川河川敷多目的広場の利用者数が減少傾向にあるが、原因はどのように分析されているのか。

指定管理者

- 設置当初は、ゲートボール等の利用が多くあったが、隣接する浄化センター敷地内にスポーツ広場が新設されたことに起因するものと考えている。

中委員長

- 今後、利用者増に向けた取り組みは検討されているのか。

指定管理者

- グラウンドゴルフやゲートボールは、スポーツ広場で定着している。新設のスポーツ広場も利用料無料のため、効果的な対策は検討できていない。

前西委員

- 河川敷への利用促進策を講じるうえで、車輛の進入制限等、どのような課題があると認識しているのか。

指定管理者

- 近隣の河川敷広場と比べ、手狭であること、車輛の進入や駐車が困難であること等と考えている。

中委員長

- 河川敷の整備は、国土交通省の許可を要するもので、指定管理者単独で解決できる課題ではない。利用者へのサービス向上につなげるため、自助努力のみで解決できない課題については、教育委員会に対し積極的に提案されたい。

指定管理者

- 教育委員会と密に連携を図り、施設の利用環境の改善、修繕等の対応など検討を進めていきたい。

中委員長

- 利用者ニーズを把握する取り組みを進める旨、事業計画書等に記載されている。平成25年度に具体的な取り組みは無かったが、今後どのように進める予定か。

指定管理者

- 利用者アンケート、利用者懇談会は実施することができなかった。よりよいサービス提供のため、平成26年度には必ず取り組むこととしている。

前西委員

- 貸館事業によるサービス提供のほか、指定管理者ならではの取り組みとして検討しているものはあるのか。町内の先行事例として、けいはんな記念公園では、指定管理者制度導入後、さまざまなイベントが実施され、大きな集客につながっている。

指定管理者

- 短期的に叶うものではないが、むくのきセンターを拠点に、多くの方が集えるような、新たなイベントを検討していきたい。

福味委員

- 夜10時まで利用できる体育施設は、近隣に豊富に存在するものではない。新たな利用者確保に向け、積極的にwebページ等で広報してはどうか。
- 木津川河川敷多目的広場の活用に向け、大阪中之島公園のように、形状を大

大きく変化させず、ヨガ教室など新たな利用者を獲得した事例を参考にしてください。

- 一般のスポーツクラブの利用にあたっては、インストラクターによる指導、スタッフの丁寧な対応がサービスとして提供されている。むくのきセンターでも、そのような雰囲気づくりを進めてはどうか。

指定管理者

- 新たな利用者の確保に向け、好事例を参考にし、検討を進めていきたい。

中委員長

- 体育協会という、地域に根付く団体の利点を活かした事業展開を検討してはどうか。最終的には、健康増進などの政策にもうまく関わられるよう取り組まれない。

～精華町体育協会 退室～

中委員長

- 評価委員会の評価結果としては、本日の議論だけではまとめきれないものと判断する。
- 評価結果（案）を事務局と委員長で調整し、次回の委員会でご確認いただけるよう準備を進める。

4 その他

事務局より、次回の委員会日程について説明。

5 閉会